

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月25日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

香川県公安委員会規則第26号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～90 略					1～90 略				
91 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）	第4条第2項～第6条第3項 略				91 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）	第4条第2項～第6条第3項 略			
	第7条第2項	保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用目的以外の目的のための利用又は提供		○		第7条	保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供		○
	第7条の2第2項	保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための利用		○		第8条第1項	保有個人情報を実施機関以外の者に提供する場合の必要な制限の付加又は安全確保の措置の要求		○
	第8条第1項	保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を実施機関以外の者に提供する場合の必要な制限の付加又は安全確保の措置の要求		○		第9条第1項～第55条 略			
第9条第1項～第55条 略					第9条第1項～第55条 略				
第56条第2項	個人情報の保護に関する制度の運営及び改善並びに評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する		○	第56条第2項	個人情報の保護に関する制度の運営及び改善に関する意見の受理		○		

	意見の受理		
	第57条第1項～第57条第4項 略		
(1)	略		
92～101	略		
備考	略		

	第57条第1項～第57条第4項 略		
(1)	略		
92～101	略		
備考	略		

附 則
この規則は、平成28年1月1日から施行する。